

○大野市木質バイオマス利用促進事業補助金交付要綱

(令和 7 年 4 月 1 日告示第 5 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木質バイオマスの活用により地球温暖化対策を推進するとともに木材利用の拡大による循環型社会の形成を図るため、市内の住宅等への木質バイオマスを燃料として使用する暖房機器（以下「木質バイオマス利用機器」という。）の購入及び設置に要する経費に対し補助金を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和 5 7 年規則第 3 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところとする。

- (1) 木質バイオマス 木材からなる、再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）をいう。
- (2) 住宅等 個人住宅、店舗、事務所、作業場その他これらに類するものをいう。
- (3) 薪 木（枝を含む）や木材の廃材を棒状に加工した固形燃料をいう。
- (4) 木質ペレットとは、間伐材、林地残材、製材時の端材等を粉碎し、乾燥し、圧縮及び成型した木質の固形燃料をいう。
- (5) 薪ストーブ等 薪、製材端材等を燃料に使用するストーブ、ボイラー及び窯をいう。
- (6) ペレットストーブ等 木質ペレットを燃料に使用するストーブ及びボイラーをいう。
- (7) 木質バイオマス利用機器 薪ストーブ等及びペレットストーブ等並びに煙突その他の必要な附帯資材をいう。

(事業主体)

第 3 条 補助金の交付を受けることのできる事業者（以下「事業主体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、又は居住しようとする者、若しくは市内に事業所を有する事業者
- (2) 市内に住宅等を有する者、又は新たに建築しようとする者

(3) 納期の到来している市税に滞納がないこと

(4) 過去にこの補助金の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、個人で申請する場合にあっては、同一世帯において過去に当該補助金の交付を受けたことがないこと

(5) 木質バイオマス利用機器導入後1年の間に福井県産材もしくは大野市産材の薪を2立方メートル以上、又は木質ペレットを300キログラム以上使用すること

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、木質バイオマス利用機器の購入及び設置に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の3分の1以内の額とし、1事業主体当たり10万円を上限とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、1世帯又は1法人につき1台までとする。ただし、個人事業者が住居の用に供する部分と事業の用に供する部分のそれぞれに木質バイオマス利用機器を設置する場合にあっては、それぞれ各1台までの設置に要する経費について、補助金交付の対象とすることができる。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大野市木質バイオマス利用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 配置予定位置図

(2) 購入及び設置に要する費用の内訳が記載された見積書の写し

(3) 導入機器のカタログ、仕様書等

(4) 設置予定箇所の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容が適切かつ妥当であることを審査し、補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、大野市木質バイオマス利用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業主体

に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容又は経費の変更（軽微な変更は除く。）を必要とする場合は、市長に大野市木質バイオマス利用促進事業変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請内容を審査し、適当と認めたときは大野市木質バイオマス利用促進事業変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付の取消し等）

第8条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （3）前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。

（完了報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1か月以内又は年度内に大野市木質バイオマス利用促進事業補助金完了報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）設置に要した費用に係る領収書の写し
- （2）設置状況を示す写真
- （3）その他市長が必要と認める書類

（補助金交付請求）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、大野市木質バイオマス利用促進事業補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（木質バイオマス燃料利用の報告）

第11条 導入後の福井県産材もしくは大野市産材の薪又は木質ペレット等の木質バイオマスの利用状況については、大野市木質バイオマス利用促進事業薪等利用報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、設置を完了した日から起算して1年後に市長に提出しなければならない。

- (1) 薪又は薪用原木、木質ペレットを購入する場合は、購入時の領収書など購入量が分かる書類
- (2) 薪を自ら生産する場合は、薪用原木を伐採した場所の位置図及び薪生産（薪割り）の際の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(関係図書の保存)

第 1 2 条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 1 1 条及び第 1 2 条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。